

滋賀医科大学医学部附属病院長候補者選考規程

平成29年12月13日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀医科大学医学部附属病院規程（平成16年4月1日制定）第3条第1項の規定に基づき、病院長候補者の選考に関し必要な事項を定める。

(選考会議)

第2条 学長は、病院長候補者を選考するために滋賀医科大学医学部附属病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）を設置する。

2 学長は、選考会議を設置したときは、速やかに委員を選定し、委員名簿に選定理由を添えて公表する。

3 学長は、選考会議に対し、第4条に規定する滋賀医科大学医学部附属病院長選考基準（以下「選考基準」という。）案の策定及び原則として複数の病院長候補者の推薦を求める。

4 選考会議に関し必要な事項は、別に定める。

(選考の時期)

第3条 選考会議は、次の各号の一に該当する場合に、病院長候補者を選考する。

(1) 病院長の任期が満了するとき。

(2) 病院長が辞任を申し出たとき。

(3) 病院長が欠員となったとき。

2 病院長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合には、原則として任期満了の日の少なくとも90日以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合には、すみやかに開始するものとする。

(病院長候補者の資質・能力)

第4条 病院長候補者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 医師免許を有している者

(2) 医療安全確保のために必要な資質・能力を有している者

(3) 病院の管理運営に必要な資質・能力を有している者

(4) 教育・研究・診療に必要な資質・能力を有している者

2 前項に定める要件の具体的な内容は、選考基準において定める。

(選考基準の決定)

第5条 学長は、選考会議が策定した選考基準案を基に、役員会の議を経て、選考基準を決定し公表するものとする。

(病院長候補者の推薦)

第6条 選考会議は、原則複数の病院長候補者を学長に推薦する。

(病院長の任命)

第7条 学長は、前条により推薦のあった病院長候補者の中から、病院長を任命する。

ただし、病院長の任命に当たっては、役員会に意見を求めることができる。

2 学長は、病院長の選考に際して必要と認めるときは、病院長候補者との面談を行うことができる。

(任期)

第8条 病院長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、病院長の任期の末日は、任命する学長の任期の末日以前とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第2号又は第3号の事由により、病院長に任命される場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(病院長の公示)

第9条 学長は、次期病院長を決定したときは、速やかに公示するものとする。

附 則

この規程は、平成29年12月13日から施行する。